

別冊

福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年12月17日)

{件 名}

- 2 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について
(循環型社会推進課)・・・1

生活環境部



淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について

平成30年12月17日
循環型社会推進課

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（以下「手続条例」という。）に基づき、（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）から県に平成28年11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画に係る条例手続等の状況を報告する。

1 意見調整会議の開催

意見調整対象の関係住民と開催日程等の調整を行い、意見調整会議を次のとおり開催した。

(1) 日時等

日時	場所	出席者	備考
平成30年12月16日(日) 午後2時10分～ 4時45分	西部総合事務所 第16会議室	関係住民（下泉自治会）、 センター、県	傍聴約25人

(2) 会議の概要

会議では、事前に、関係住民からの意見に対するセンターの見解を得て県が論点を整理した資料をもとに、関係住民からの質問、要望等に対してセンターが回答することにより、双方の主張内容の理解の促進に努めた。

なお、11月4日に開催した会議では傍聴者に冷静な会議の運営に支障のある行動があったことから、会議の適正な運営のため、傍聴者は別室で会議の様子を視聴していただいた。

<論点に係る関係住民からの主な質問等>

質問等	センター回答要旨
事業計画報告書に引用箇所の出典が省かれているデータがある。委託先のコンサルの調査したデータであればコンサル名など出典を明記すべき。	国や県等の資料を用いたものは出典を記載している。コンサルの調査したデータはセンターのデータとして記載しているため出典は明記していない。
塩川のダイオキシン類は他の河川と比較しても高いのではないか。県は水田除草剤由来だと言うが、センターはどこまで独自に根拠を確認しているのか。	県内の他河川の調査結果と比較しても特段の違いはなく、いずれも環境基準以下である。水田除草剤由来との推定は、県が実施している塩川水質調査の測定結果を情報開示請求して入手し、推定を裏付ける結果となっていることを確認している。
放流水について国の基準をクリアしていても不安。安全を確認するため何か検討できることは無いか。	国の基準は周辺環境への影響も考慮して設定されており、放流水については、定期的なモニタリングを継続実施して問題ないことを確認していく。

2 今後の予定

12月16日の会議では、事前に整理した論点について、予定した時間を超過しても意見交換できなかった論点もあったため、再度日程調整し、意見調整会議を開催する予定である。

